

令和2年6月11日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**新型コロナウイルス感染症対策飲食店等支援金  
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策休業協力金**

**6月12日から新たに2つの受付を開始します**

～飲食店等への支援金とテナント休業への協力金～

市では、現在、申請受付を開始している愛知県の休業要請に伴う「感染症対策協力金」と、理美容事業者に対する「理美容業休業協力金」に加え、新たに市内の飲食店等を対象とした「飲食店等支援金」と、複合施設等の休業方針により、休業を余儀なくされたテナント事業者を対象とした「テナント休業協力金」の2つの申請受付を6月12日（金）から開始します。

記

■ **新型コロナウイルス感染症対策飲食店等支援金**

1. **対象事業者**

愛知県緊急事態措置の中で、休業協力要請等が示された食事提供施設のうち、営業時間が午前5時から午後8時までの間であったため、協力金交付の対象とならなかった市内の飲食店等を営んでいる事業者で、感染症まん延防止の取組みを実施した、又は、テイクアウトなど新たな事業形態を取り入れた営業を行った事業者。（その他いくつかの要件あり）

2. **支援金の額**

1事業者あたり10万円（1事業者1申請）

※本市の感染症対策協力金、理美容業休業協力金、テナント休業協力金及び他市町村における前記3つの同趣旨の協力金の交付を受けないことが前提。

（併給不可）

■ **新型コロナウイルス感染症拡大防止対策休業協力金**

1. **対象事業者**

愛知県の緊急事態措置の実施に伴い休業を行った複合施設等のうち、その施設内にテナント施設として入居し、本来であれば、事業の継続が行えていたにもかかわらず、施設の管理者等の休業方針により、自らの意思に基づくことなく休業を余儀なくされた事業者。（その他いくつかの要件あり）



## 2. 協力金の額

1 事業者あたり 50 万円（県の補助制度を活用：県 25 万／市 25 万）  
（1 事業者 1 申請）

※本市の感染症対策協力金、理美容業休業協力金及び他市町村における前記 2 つの協力金とテナント休業協力金の同趣旨の協力金の交付を受けないことが前提。（併給不可）

### ■ 共通

#### 1. 申請期間

令和 2 年 6 月 12 日（金）～7 月 10 日（金）  
（郵送は令和 2 年 7 月 10 日消印有効）

#### 2. 申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、郵送による提出を推奨。持参での提出も可能。（協力金申請書等の様式は、豊川市のホームページからダウンロードすることができます）

○郵送（簡易書留や特定記録など配達記録ができる方法を推奨）

〒442-8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

（飲食店等支援金の方）

豊川市産業環境部商工観光課

豊川市新型コロナウイルス感染症対策飲食店等支援金担当へ

（テナント休業協力金の方）

豊川市産業環境部商工観光課

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策休業協力金担当へ

○持参

豊川市防災センター（豊川市役所敷地内）1 階の研修室で、  
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで受け付け。（土・日を除く）

### ■ 参考資料

令和 2 年 5 月 18 日定例記者会見資料

- ①新型コロナウイルス感染症対策飲食店等支援金
- ②新型コロナウイルス感染症拡大防止対策協力金

#### 【お問合せ先】

豊川市役所 産業環境部商工観光課 岩瀬、平松

TEL:0533-89-2140 Eメール: shoko@city.toyokawa.lg.jp



令和2年5月18日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 新型コロナウイルス感染症対策飲食店等支援金

### 市内の飲食店等に支援金を交付

～感染拡大防止や新たな取り組みを実施している飲食店へ～

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が比較的大きい市内の飲食店等に対して、新たな支援を行います。

#### 記

#### 1. 支援金の概要

緊急事態宣言の発令以降、外出自粛要請等の影響が比較的大きい市内の飲食店等のうち、感染症拡大防止等に配慮しながら営業を継続している中小・小規模事業者や、売り上げ減少を食い止めるため、テイクアウトやデリバリーサービスの拡充等、新たな対策を講じながら事業を継続している中小・小規模事業者などに対して支援金を交付することとし、さらなる感染拡大の防止に努めるとともに、事業継続を支援していくもの。

※ なお、本事業は市議会での議決が前提となります。

#### 2. 対象者

「愛知県・豊川市新型コロナウイルス感染症対策協力金（令和2年4月18日から5月6日までの期間）」において、協力金の交付対象とならない午前5時から午後8時内に営業している市内の食事提供施設のうち、次の取り組みを行っている事業者。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策に係る協力金等の交付対象者は除く。

##### 【交付要件】

- ① 4月7日（緊急事態宣言）以降、感染症の拡大を防ぐため、飛沫防止パネルの設置や席数の減少営業、時間短縮営業など、独自の対策を実施した事業者
- ② 4月7日（緊急事態宣言）以降、テイクアウトやデリバリーなど、売り上げ減少を食い止めるための取り組みを新たに実施、拡充した事業者
- ③ 5月15日以降、上記以外に愛知県が示す取り組みを実施している事業者



### 3. 支援金の額

1事業者あたり10万円（1事業者1申請とする）

**【お問合せ先】**

豊川市役所 産業環境部商工観光課 岩瀬、平松

TEL:0533-89-2140 Eメール: shoko@city.toyokawa.lg.jp



令和2年5月18日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**新型コロナウイルス感染症拡大防止対策協力金**  
**複合施設等の休業方針により**  
**事業の休止を余儀なくされた事業者へ交付**

市では、愛知県緊急事態措置の実施に伴い、複合施設等の休業方針により、事業の休業を余儀なくされた事業者に対して、協力金の交付を行います。

記

## 1. 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、愛知県緊急事態措置の実施に伴い休業を行った複合施設等のうち、テナント施設として運用している事業者においては、当該施設の休業に伴い、事業の休止を余儀なくされた事業者もあることから、自らの意思に基づくことなく休業を余儀なくされた事業者に対して、「愛知県・豊川市新型コロナウイルス感染症対策協力金」と同様の協力金を対象事業者に交付するもの。

事業の実施に当たっては、愛知県の「休業支援等交付事業」を活用して実施するもの。(別添のとおり)

※ なお、本事業は市議会での議決が前提となります。

## 2. 対象者

愛知県緊急事態措置において、「愛知県・豊川市新型コロナウイルス感染症対策協力金」等の交付対象とならない施設のうち、不特定多数の市民と日常的に接するテナント施設を営む中小企業者等であって、休止が要請された施設の休業に伴い、自らの意思に基づくことなく休業を余儀なくされた事業者。

愛知県緊急事態措置により、休業要請等のあった施設（愛知県HP引用）は別添のとおり。

### 【休業期間】

2020年4月18日から5月6日までの期間で、「愛知県・豊川市新型コロナウイルス感染症対策協力金」の交付に必要な休業期間



### 3. 交付額

50 万円（内訳：県 25 万円／市 25 万円）

※1 事業者 1 申請で、既に「愛知県・豊川市新型コロナウイルス感染症対策協力金」等の交付対象者となっている方は申請できません。

**【お問合せ先】**

豊川市役所 産業環境部商工観光課 岩瀬、平松

TEL:0533-89-2140 Eメール: shoko@city.toyokawa.lg.jp